

# 令和6年度 介護保険施設等集団指導

宮城県保健福祉部  
仙台保健福祉事務所

## 目次 共通事項

No	項目	資料
1	令和6年度運営指導における重点事項について	集団指導 動画視聴用 資料
2	各種届出について	
3	令和6年4月1日より義務化される運営基準について	
4	前年度までの運営指導の指摘事項 よくある問い合わせについて	
5	各サービス別の留意事項 ①通所介護・通所リハビリテーション ②介護老人福祉施設 ③介護老人保健施設	
6	塩釜保健所疾病対策班から	

# 令和6年度 運営指導における重点事項について

# 令和6年度運営指導重点事項

## ○運営指導について

「サービスの質の確保と向上」、「高齢者の尊厳の保持」、「高齢者虐待防止法の趣旨」、「適正な介護報酬請求」等を踏まえ、施設又は事業所において関係書類を基に確認し指導等を通じて、育成・支援を行うことで、制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目的とするものです。

※令和4年3月31日老発0331第6号厚生労働省老健局長通知より、これまでの「実地指導」という名称が「運営指導」へ改められました。

## ○根拠について

介護保険法第24条（帳簿書類の提示等）

**令和6年度の運営指導において、以下の2項目を重点事項として実施します。**

**（1）人員基準の遵守状況の確認**

**（2）各種加算の算定要件の理解**

※（1）（2）は厚生労働省「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知別添）」に基づき、例年重点的に行っているものです。

## 令和6年度運営指導重点事項（1）人員基準の遵守状況の確認

人員基準の適合状況の自主点検をお願いします。  
今年度の人員配置状況について、**7月時点の状況**について自主点検を実施して頂くとともに運営指導の際はその結果を提示されるようお願いいたします。

○自主点検様式を宮城県長寿社会政策課HPに掲載していますので、人員基準適合状況を確認してください。  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/jishutenken.html>

○自主点検シート等の結果を基に下記についてヒアリングする場合があります。

勤務表	・日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、職種について明示されていますか。
雇用契約書(辞令)	・勤務表と一致していますか。 ・雇用期間満了日を経過していませんか。
資格証	・資格要件のある職種について資格証(写)を備えていますか。 ・資格の有効期間満了日を経過していませんか。 (更新が必要なものは更新がされているか。)
秘密保持のための措置	・誓約書等で秘密保持のための措置がとられていますか。 ・就業規則等で明記し、十分な周知を図っていますか。
遵守状況の確認方法	・人員基準(加算要件の人員要件を含む)をクリアしていることのチェックはどのようにしていますか。

○人員基準欠如減算について

指定基準に定められた員数の従業者を配置していない場合は、**介護報酬が減額**されます。  
(対象：通所サービス・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護・短期入所療養介護・施設サービス)  
人員基準欠如が継続すると指定が取り消されることがありますので、基準の遵守に努めてください。

## 令和6年度運営指導重点事項（2）各種加算の算定要件の理解

下記の項目等についてヒアリングする場合があります。

### ○各種加算の算定要件の理解促進

- ▷多職種協働による取り組み状況（個別機能訓練加算など）
- ▷報酬基準に基づいた実施体制の確保状況（サービス提供体制強化加算など）
- ▷一連のケアマネジメントプロセスに基づいたサービス提供状況

### ○各種記録の整備

- ▷加算に係る個別計画に関する利用者同意の記録
- ▷前年度実績等に係る加算・減算についての実績確認結果の整備  
（事業所規模（通所サービス）、サービス提供体制強化加算など）
- ▷医療機関等との連携に係る加算について、情報提供等の記録など

### ○その他

- ▷同一建物減算の確認
- ▷処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の確認 など

指導時点で加算及び減算に係る誤った解釈、認識の不足等から届出内容と相違したサービスが提供されている場合には、**過誤調整**が必要となります。

各種加算及び減算の基本的な考え方、請求の方法等について十分な理解に努めて頂くようお願いします。